

学生のみなさまへ

尾道市立大学長

## 2022（令和4）年度 新型コロナウイルス感染症対策に係る大学生活の留意事項

4月4日（月）に新入生を迎え、新学期の活動がはじまります。2022（令和4）年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて出席者数や感染対策を調整し、可能な限り対面活動・対面授業を実施します。新年度における新型コロナウイルス感染症対策に係る大学生活の留意事項を本文書内に示しています。よく読んで理解してください。今後の社会状況に応じて留意事項の変更・追加がある場合は本文書の改訂版を配信します。

青字をクリックするとリンクに移動します

=====

1. 尾道市立大学の活動レベルと活動制限指針
2. 活動レベルの変更に係る情報伝達
3. 安全な大学生活を送るために個人が行う感染防止対策
4. その他の留意事項
5. 大学内の相談窓口

尾道市立大学連絡先

=====

### 1. 尾道市立大学の活動レベルと活動制限指針

2022（令和4）年度も感染症の状況に応じて本学活動レベルを切り替えます。レベルごとの授業、学内施設利用、課外活動（部活動・サークル）の活動制限については、「2022（令和4）年度の尾道市立大学新型コロナウイルス感染症に係る活動制限指針表」をご参照ください。授業に関連する学外活動（フィールドワークや海外渡航、教育実習など）の活動制限指針を別表で示していますのであわせて確認してください。

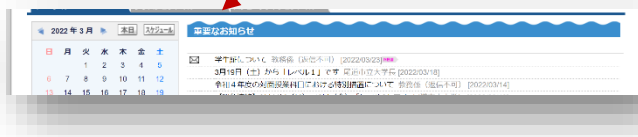
### 2. 活動レベルの変更に係る情報伝達

活動レベルを変更する場合は、以下のように伝達します。

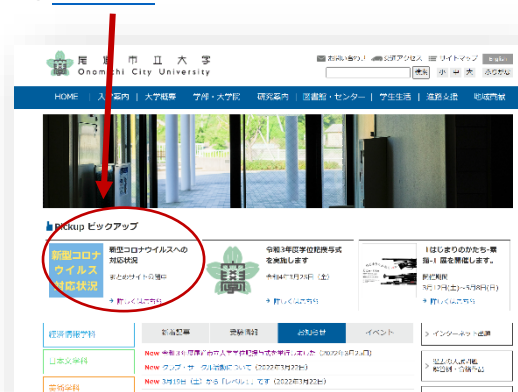
- 【A】レベル変更とそれに伴う施設利用に関する留意事項を、ポータル（ONO-PO）で配信します（発信者；尾道市立大学長）  
 【B】【A】の配信後すみやかに、授業に関する留意事項をポータル（ONO-PO）で配信します（発信者；教務係）  
 【C】【A】の配信後すみやかに、課外活動に関する留意事項をポータル（ONO-PO）で配信します（発信者；学生委員会）

翌日以降【A】【B】【C】のまとめ情報を示します。

- ① ポータル（ONO-PO）の最上部に **現在の状況** を表示します。  
 4月1日より「重要なお知らせ」の上に表示されるようにします。



- ② **本学 HP** のまとめサイトに示します。



### 3. 安全な大学生活を送るために個人が行う感染防止対策

#### (1) 毎日の健康観察と体調管理

大学における集団感染を防ぐために、毎日の健康観察を通して症状の早期発見・早期対応を行う必要があります。そのため、本学ではポータル（ONO-PO）アンケート機能を用いて健康観察を実施しています。毎日、検温と症状チェックを行い回答を入力してください。体調不良の自覚症状がある等で感染が懸念される場合は登学を控えてください。

#### (2) 基本的対策の継続

- ① 大学構内では不織布マスクを着用してください。
- ② 教室入退室時、学内設備利用前後は手洗いや手指消毒を行ってください。
- ③ 学内施設で活動を行う際には、換気・距離の確保・時間短縮・分散を工夫してください。
- ④ 換気のための窓の開閉に積極的に協力してください。
- ⑤ 大学内では「黙食」をお願いします。

#### (3) 積極的疫学調査への協力

学生のみなさんからの情報をもとに学内における積極的疫学調査を行い、さらなる感染拡大を防ぎます。以下の①～④いずれかの状況になった場合は、速やかにチューター教員に連絡してください。

- ① 検査を受けて新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ② 保健所から「濃厚接触者」または「接触者」として検査の受検や自宅待機を要請された場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査や抗原検査を受ける予定が決まった場合
- ④ ③で予定していた検査結果が判明した場合

検査の結果、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は医療機関の指示に従って回復につとめてください。

#### (4) 感染が懸念される場合の対応

- ① 発熱等新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある人は、身近な医療機関に電話相談してください。受診先に迷う場合は 082-513-2567（積極ガードダイヤル、24 時間対応）に相談してください。
- ② 無症状でも感染の不安がある方は、自治体等の PCR センターで検査を受けてください。尾道市役所駐車場にも PCR センターが開設されています。
- ③ 同居者が PCR 検査を受けている場合、その方の検査結果が出るまで不要不急の外出を控えてください。

### 4. その他の留意事項

#### (1) 学外関連情報の入手

本学の活動レベルは[広島県の感染状況](#)をもとに決定しています。公的機関が提供する新型コロナウイルス感染症の最新情報を入手し、正しい理解に努めてください。

#### (2) 新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンの注意点や効果については、ポータル【医務室からのお知らせ:新型コロナワクチン接種に関するお知らせ】をご参照ください。ワクチン接種はあくまで本人の希望に基づくものであり、ワクチンを接種しないことにより本学における学修や施設利用に影響が出ることはありません。ただし、学外実習等学外の活動では活動先の状況に応じた対応が必要になることがあります。くわしくは実習担当教員から説明します。

#### (3) 移動・会食・その他の対面活動

- ・移動する場合は都道府県が出している要請事項を確認の上、十分な感染防止対策をとってください。
- ・外食の際にはゴールド認証店を利用するなど適切な感染防止対策をとってください。少人数でも感染リスクが無くなるわけではありませんので、複数人での飲食はできるだけ避けてください。
- ・飲食を伴わない活動でも感染が拡大しています。大声での会話、密空間での対面活動を行わないでください。

### 5. 大学内の相談窓口

#### (1) やむを得ない事由により対面授業に出席することができない場合

オンライン授業等代替活動申請が認められる場合があります。本文書最終ページにも関連資料を示しています。不明な点はチューター教員に質問してください。

#### (2) 誹謗中傷等の人権侵害行為、ハラスメントを受けた場合

医務室、事務局窓口、チューター教員など、相談しやすい教職員に相談してください。

#### (3) 対処困難な困りごとを抱えている場合、心身の不調に陥った場合

はやめに医務室に相談してください。配信情報整理が難しい、オンライン授業への参加方法がわからない、課題が整理できない、文章が書けない、授業での発表ができそうにない、などの問題にも対応します。

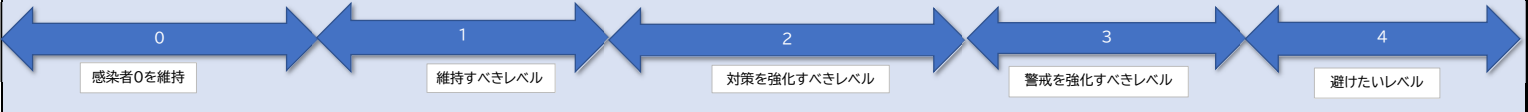
#### 尾道市立大学連絡先

代表電話； 0848-22-8311（平日 8:30～18:15）

事務局 E-mail； jimukyok@onomichi-u.ac.jp（時間外・休日受付可、ただし、緊急の用件以外は平日 8:30～18:15 対応）

医務室 E-mail； health-support@onomichi-u.ac.jp（平日 8:30～18:15）

2022(令和4)年度 尾道市立大学 新型コロナウイルス感染症による活動制限指針

| 本学のレベル             | 通常時   | レベル0                                                                               | レベル0.5                                                                                                                                                                                                      | レベル1                                                                                                                                                                                                             | レベル2                                                                                                                                             | レベル3                                                                                                                          | レベル4                                                                                    |
|--------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断基準               |       | 一定期間の収束状況がみられ、大学における感染症対策として密集の回避(=身体的距離の確保)が不要になった場合。                             | 国内に感染者が多い地域があるが、広島県内での新規感染者数が限定的で増加傾向がみられない場合。                                                                                                                                                              | 広島県内で1日当りに新規感染者が複数人いる状態で、感染拡大の恐れがあると判断される場合。                                                                                                                                                                     | 尾道市内で1日当りに新規感染者が複数人いる状態で、感染拡大の恐れがあると判断される場合(尾道市または近隣地域にまん延防止等重点措置が適用された場合を含む)。または、学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合。                                | 以下のいずれかの場合。<br>・広島県に緊急事態宣言が発令された場合。<br>・広島県に緊急事態措置が適用された場合。<br>・尾道市内で新規感染者が多発している場合。<br>・本学学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合。 | 大学に休業要請があった場合。<br>または、学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内でクラスターが発生している場合(多数の感染者出現の可能性、クラスター発生の可能性を含む)。 |
| 広島県のレベル            |       |  |                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                                                         |
| 活動制限               | なし    | マスク着用                                                                              | 一部活動制限                                                                                                                                                                                                      | 活動制限・小                                                                                                                                                                                                           | 活動制限・中                                                                                                                                           | 活動制限・大                                                                                                                        | 原則活動停止                                                                                  |
| 授業<br>(講義・演習・実習)   |       | 感染拡大防止に配慮しながら、対面授業を実施する。                                                           | ・履修者数130人未満の授業は原則対面で行う(その上でオンライン学修ツールを有効活用する)。<br>・履修者数130人以上の授業において、対面出席者数を130人未満に調整し、教室が確保できる場合は対面活動を行うことができる(その場合、対面活動に出席しない学生には代替の活動やオンライン授業提供を行う)。<br>・対面授業出席者数を130人未満に調整することが不可能な授業は、オンラインによる授業提供を行う。 | ・演習・実習、および履修者数50人未満の講義は原則対面で行う(その上でオンライン学修ツールを有効活用する)。<br>・履修者数50人以上の講義において、対面出席者数を50人未満に調整し、教室が確保できる場合は対面活動を行うことができる(その場合、対面活動に出席しない学生には代替の活動やオンライン授業提供を行う)。<br>・対面授業出席者数を50人未満に調整することが不可能な講義は、オンラインによる授業提供を行う。 | ・原則オンラインによる授業提供を行う。<br>・必要な場合、同時参加者の人数を基本的に10人以下として、あるいは感染防止対策を強化したうえで、学科・課程の許可を受けて対面活動を行うことができる(対面活動の必要性を、授業担当教員から履修者に説明すること。対面活動対象者の同意も必要である)。 |                                                                                                                               | 全休講                                                                                     |
| 学生の大学入構<br>学内施設利用  | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しながら大学入構・施設利用を行う。                                                         |                                                                                                                                                                                                             | 感染拡大防止に配慮しながら大学入構・施設利用を行う。一部施設について利用時間制限や予約制を導入する。                                                                                                                                                               | 原則登学禁止。大学入構・学内施設利用は予約制(原則前日まで、一部当日可)とする。                                                                                                         | 原則登学禁止。大学入構・学内施設利用は許可制(前日まで)とする。                                                                                              | 入構不可                                                                                    |
| 学生の課外活動            | 通常どおり | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施する。                                                       |                                                                                                                                                                                                             | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施する。ただし、キャンパス内外における屋内での大規模集会は禁止する。                                                                                                                                                       | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、活動状態に応じて一部の課外活動のみ許可する。                                                                                                         | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、屋外での個人活動(練習)のみ許可する。                                                                                         | 全面活動停止                                                                                  |
| 教員の研究活動            | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しつつ、研究活動を遂行する。                                                            |                                                                                                                                                                                                             | 安全環境下において研究活動を遂行する。必要な場合は学内施設を利用することができる。                                                                                                                                                                        | 安全環境下において研究活動を遂行する。必要な場合のみ学内施設を利用することができる。                                                                                                       | 安全環境下において研究活動を遂行する。緊急性のある必要不可欠な場合のみ学内施設を利用することができる(所属科長の許可が必要)。                                                               | 緊急対応のために必要な教員のみ出勤し、その他教員は在宅勤務で研究活動を遂行する。                                                |
| 事務職                | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しつつ、業務を遂行する。                                                              |                                                                                                                                                                                                             | 感染防止に配慮しつつ、業務を精査して遂行する。所属長の判断により業務遂行場所の分散、交代制勤務、テレワーク、時差出勤可とする。                                                                                                                                                  | 感染防止に配慮しつつ、業務の優先度を精査して遂行する。所属長の判断により業務遂行場所の分散、交代制勤務、テレワーク、時差出勤可とする。                                                                              | 資産維持・管理にかかわるもの等、必要な業務を精査して遂行する。                                                                                               | 資産維持・管理にかかわるもの等、必要な業務を精査して遂行する。                                                         |
| 学内会議               | 通常どおり | 感染拡大防止措置の上、対面会議を行う。希望者のオンライン参加を認める。                                                |                                                                                                                                                                                                             | オンライン会議を推奨する。対面会議を行う場合は感染拡大防止に最大限配慮する。                                                                                                                                                                           | 可能な限りオンライン会議を実施する。                                                                                                                               | 原則としてオンライン会議を実施する。                                                                                                            | 内容を精査したうえで、必要場合はオンライン会議を実施する。                                                           |
| 教職員の出張・旅行          | 通常どおり | 緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出張・旅行はできるだけ控える。                                                 |                                                                                                                                                                                                             | 緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出張・旅行はできるだけ控える。不要不急の出張・旅行を自粛する。                                                                                                                                                               | 緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出張・旅行は原則禁止とする。不要不急の出張・旅行を自粛する。                                                                                                | すべての出張・旅行を原則禁止とする。                                                                                                            | 不要不急の外出等を自粛し、原則自宅待機とする。                                                                 |
| 来学者への対応            | 通常どおり | 総務課への届出が必要(本人または応対者)                                                               |                                                                                                                                                                                                             | 総務課への事前届出が必要(本人または応対者)                                                                                                                                                                                           | 総務課への事前申請・許可が必要(本人または応対者)                                                                                                                        | 原則入構不可                                                                                                                        | 入構不可                                                                                    |
| 本学主催の<br>対面活動を伴う行事 | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しながら、本学の教育研究活動に支障がない範囲で実施する。                                              |                                                                                                                                                                                                             | 原則として対面活動を伴わない形態での実施に変更する。変更できない場合は中止とする。場所・参加者・社会状況等をふまえ、本学の教育研究活動に支障がないと判断される場合は感染拡大防止に最大限配慮したうえで対面を実施する。                                                                                                      | 対面活動を伴わない形態での実施に変更する。変更できない場合は中止とする。                                                                                                             | 原則中止                                                                                                                          | 中止                                                                                      |

\*活動内容と感染症対策の計画から、参加者の感染および感染拡大リスクが低いと判断された場合は表中に示したものとより制限を緩和した活動を認める場合があります。(担当課・係を通じての申請が必要です。)

\*この活動制限指針は、今後の状況に応じ、見直しを行う場合があります。

2022(令和4)年度 新型コロナウイルス感染症による活動制限指針－授業に関連する学外活動の活動制限指針－

| 本学のレベル                          | 通常時   | レベル0                                                   | レベル0.5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | レベル1                                                                                                                                                                                                            | レベル2                                                                                                                                             | レベル3                                                                                                                          | レベル4                                                                                    |
|---------------------------------|-------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断基準                            |       | 一定期間の収束状況がみられ、大学における感染症対策として密集の回避(＝身体的距離の確保)が不要になった場合。 | 国内に感染者が多い地域があるが、広島県内での新規感染者数が限定的で増加傾向がみられない場合。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 広島県内で1日当りに新規感染者が複数人いる状態で、感染拡大の恐れがあると判断される場合。                                                                                                                                                                    | 尾道市内で1日当りに新規感染者が複数人いる状態で、感染拡大の恐れがあると判断される場合(尾道市または近隣地域にまん延防止等重点措置が適用された場合を含む)。または、学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合。                                | 以下のいずれかの場合。<br>・広島県に緊急事態宣言が発令された場合。<br>・広島県に緊急事態措置が適用された場合。<br>・尾道市内で新規感染者が多発している場合。<br>・本学学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合。 | 大学に休業要請があった場合。<br>または、学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内でクラスターが発生している場合(多数の感染者出現の可能性、クラスター発生の可能性を含む)。 |
| 広島県のレベル                         |       |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                                                         |
| 活動制限                            | なし    | マスク着用                                                  | 一部活動制限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 活動制限・小                                                                                                                                                                                                          | 活動制限・中                                                                                                                                           | 活動制限・大                                                                                                                        | 原則活動停止                                                                                  |
| 授業<br>(講義・演習・実習)                |       | 感染拡大防止に配慮しながら、対面授業を実施する。                               | ・履修者数130人未満の授業は原則対面で行う(その上でオンライン学習ツールを有効活用する)。<br>・履修者数130人以上の授業において、対面出席者数を130人未満に調整し、教室が確保できる場合は対面活動を行うことができる(その場合、対面活動に出席しない学生には代替の活動やオンライン授業提供を行う)。<br>・対面授業出席者数を130人未満に調整することが不可能な授業は、オンラインによる授業提供を行う。                                                                                                                                                                                                                       | ・演習・実習、および履修者数50人未満の講義は原則対面で行う(その上でオンライン学習ツールを有効活用する)。<br>・履修者数50人以上の講義において、対面出席者数を50人未満に調整し教室が確保できる場合は対面活動を行うことができる(その場合、対面活動に出席しない学生には代替の活動やオンライン授業提供を行う)。<br>・対面授業出席者数を50人未満に調整することが不可能な講義は、オンラインによる授業提供を行う。 | ・原則オンラインによる授業提供を行う。<br>・必要な場合、同時参加者の人数を基本的に10人以下として、あるいは感染防止対策を強化したうえで、学科・課程の許可を受けて対面活動を行うことができる(対面活動の必要性を、授業担当教員から履修者に説明すること、対面活動対象者の同意も必要である)。 |                                                                                                                               | 全休講                                                                                     |
| 授業に関連する学外活動                     |       |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                                                         |
| 日本国内における<br>宿泊を伴わない学外活動         | 通常どおり | 通常どおり                                                  | ①授業担当教員は活動日2週間前までに教務係に「学外活動計画書(参加予定学生リスト・感染対策チェックリスト付、書式あり)」を提出する。提出された計画書をもとに危機管理対策会議が活動の可否を決定する。<br>②授業担当教員は、活動終了後すみやかに教務係に「学外活動報告書(書式あり)」を提出する。<br>③活動先がまん延防止等重点措置適用地域または緊急事態措置・宣言地域になった場合は活動を延期または中止する。<br>④学生は、学外活動開始7日前から授業担当教員が指定した様式で健康状態・行動履歴の記録を行う。以後授業担当教員の指示に従う。                                                                                                                                                      | ・原則として学外活動を行わない。<br>・必要な場合、同時参加者の人数を基本的に10人以下として、あるいは感染防止対策を強化したうえで、学科・課程の許可を受けて学外活動を行うことができる(学外活動の必要性を授業担当教員から学生に説明すること。また、学外活動に参加できない学生には代替の活動を提供すること)。                                                       | 学外活動停止・全休講                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                         |
| 日本国内における<br>宿泊を伴う学外活動           | 通常どおり | 通常どおり                                                  | ①授業担当教員は活動日2週間前までに教務係に「学外活動計画書(参加予定学生リスト・感染対策チェックリスト付、書式あり)」を提出する。同時に宿泊時の感染防止対策に関する計画書(任意書式)を提出する。提出された計画書をもとに危機管理対策会議が活動の可否を決定する。<br>②授業担当教員は、活動終了後、すみやかに教務係に「学外活動報告書(書式あり)」を提出する。<br>③活動先がまん延防止等重点措置適用地域または緊急事態措置・宣言地域になった場合は活動を延期または中止する。<br>④学生は、学外活動開始7日前から授業担当教員が指定した様式で健康状態・行動履歴の記録を行う。以後授業担当教員の指示に従う。                                                                                                                     | ・宿泊を伴う学外活動を行わない。<br>・必要な場合、同時参加者の人数を基本的に10人以下として、あるいは感染防止対策を強化したうえで、学科・課程の許可を受けて宿泊を伴わない学外活動を行うことができる(学外活動の必要性を授業担当教員から学生に説明すること。また、学外活動に参加できない学生には代替の活動を提供すること)。                                                | 学外活動停止・全休講                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                         |
| 日本国外における<br>学外活動 <sup>(注)</sup> | 通常どおり | 通常どおり                                                  | ①授業担当教員は、4月末日までに当該年度の「研修計画書(任意書式)」を教務係に提出する(参加予定学生リスト、活動先の社会状況、入出国の条件や制限、参加学生の活動前後の期間を含む健康状態と行動履歴の把握、活動先での感染防止・安全対策に関する記述を含むものとする)。提出された計画書をもとに危機管理対策会議が活動の可否を決定する。<br>②授業運営上①が困難である場合、当該学外活動に関する学生対象説明会の資料と説明会参加学生リストを後日(説明会開催後)提出し、その後は危機管理対策会議の指示に従い研修計画書等を別途定める期日までに提出する。提出された計画書をもとに危機管理対策会議が活動の可否を決定する。<br>③授業担当教員は、活動終了後すみやかに教務係に「研修報告書(任意書式)」を提出する。<br>④個人で短期留学を行う学生は、国際交流センターに「短期海外語学研修計画書(書式あり)」を提出し、国際交流センター教員の指示を受ける。 | ・日本国外における学外活動を行わない。<br>・必要に応じて代替活動の提供等を行う。                                                                                                                                                                      | 学外活動停止・全休講                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                         |
| 教職課程の学外活動                       | 通常どおり | 通常どおり                                                  | ①教職支援センターは4月末日までに当該年度の「学外実習計画書」を危機管理対策会議に提出する。<br>②学生は、学外活動開始2週間前までに活動中滞在先に移動し指定された様式で健康状態および行動履歴の記録を行う。以後教職支援センターの指示に従う。<br>③活動先で緊急事態措置がとられている場合、教職支援センターが活動先と協議を行い、期間変更調整または事前事後期間を含む学生の健康状態と行動履歴の把握を行う。                                                                                                                                                                                                                        | ・原則として学外活動は行わず、期間延期または活動先変更の調整を行う。このレベルが継続し、年度内での学外活動が困難だと判断された場合、代替となる活動を行う。                                                                                                                                   | 学外活動停止・全休講                                                                                                                                       |                                                                                                                               |                                                                                         |

(注)渡航先の感染拡大状況について、各国の入国制限及び条件・行動制限措置をもとに大学のレベルに準じて判断します。  
また当該年度内に外務省の渡航中止勧告・退避勧告が発出された地域での学外活動は行わないものとします。

\*活動内容と感染症対策の計画から、参加者の感染および感染拡大リスクが低いと判断された場合は表中に示したもののより制限を緩和した活動を認める場合があります。(担当課・係を通じての申請が必要です。)

\*この活動制限指針は、今後の状況に応じ、見直しを行う場合があります。

# 「やむを得ない事由により対面授業に出席することができない」場合 オンライン授業等代替活動申請書

申請書書式は教務係からポータル配信されます

以下の《やむを得ない事由》に該当する場合はオンライン授業等代替活動の申請が可能です。**必要事項を記入して事務局窓口(教務係)に申請書を提出してください。授業担当教員への個別申請は行わないでください。**承認された場合、代替活動(オンライン授業や課題配信等)の提供を受けることができます。ただし、代替活動の提供が困難な授業もあります。申請前にどのような代替活動が提供されるかを知りたい場合は、チューター教員に問い合わせてください。

## 《やむを得ない事由》

- あ)日本国外に滞在し、事前に計画・調整しても対面授業受講のための入国が不可能であったと判断された場合
- い)身体的疾患等の理由により新型コロナウイルス感染症重症化リスクが高く対面授業受講が困難な場合
- う)通学時住所において新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い家族 と同居している場合
- え)学外実習前後の期間に、自宅待機の必要が生じた場合
- お)濃厚接触者として、自宅や施設等での待機の必要が生じた場合
- か)障害による制約で他の合理的配慮を提供しても対面授業受講が困難な場合
- き)その他学長が必要と認める場合